

ストマ用装具使用証明書

患者	住所				
	氏名		性別	男・女	
	生年月日	明・大・昭・平・令	年	月	日生
ストマの種類	人工肛門のストマ		尿路変更（更）のストマ		
必要期間	年	月から	6か月未満	6か月以上1年未満	1年以上

人工肛門
上記の者は、
尿路変更（更）
のストマを有しており、ストマケアに係る治療上、ストマ用
装具の使用が必要であることを証明する。

令和 年 月 日

医療機関 _____

住所 _____

医師氏名 _____ 印

(注1) 証明書は、当該患者のストマケアに係る治療を行っている医師が記載すること。

(注2) 「必要期間」が「1年以上」となる場合は、翌年分については改めて証明書を発行すること。

(注3) 既に経過した期間に係る証明については、証明発行日の属する年の前年1月1日以降の期間に係るものに限り有効とする。

- ① この証明書は、ストマ用装具代について医療費控除を受けるために必要です。
- ② 医療費控除を受けるためには、この証明書とストマ用装具代の領収書を確定申告書に添付するか、確定申告の際に提示することが必要です。

記入例

ストマ用装具使用証明書

患者	住所	筑後市大字山ノ井898		
	氏名	筑後 太郎	性別	男・女
	生年月日	明・大・昭・平・令 29年 9月 19日生		
ストマの種類	人工肛門のストマ		尿路変更（更）のストマ	
必要期間	年 月から	6か月未満	6か月以上1年未満	1年以上

上記の者は、人工肛門のストマを有しており、ストマケアに係る治療上、ストマ用装具の使用が必要であることを証明する。

令和1年 6月 10日

医療機関 医療法人 筑後会 ちくごO×△□病院

住所 筑後市大字山ノ井123

医師氏名 筑後 花子 筑後 印

- (注1) 証明書は、当該患者のストマケアに係る治療を行っている医師が記載すること。
- (注2) 「必要期間」が「1年以上」となる場合は、翌年分については改めて証明書を発行すること。
- (注3) 既に経過した期間に係る証明については、証明発行日の属する年の前年1月1日以降の期間に係るものに限り有効とする。

- ① この証明書は、ストマ用装具代について医療費控除を受けるために必要です。
- ② 医療費控除を受けるためには、この証明書とストマ用装具代の領収書を確定申告書に添付するか、確定申告の際に提示することが必要です。

この証明書は、当該患者のストマケアに係る治療を行っている医師が記載します。